

# SCB NEWS LETTER

社福経営サポートクラブからのお知らせ

## 私と社福

そろそろ決算が終わり、理事会の準備に追われている頃でしょうか?  
ここで、理事会にかける決算書類のおさらいをしてみましょう。

- 第1号様式
- 第2号の1様式
- 第2号の2様式
- 第3号様式
- 第4号様式
- 第5号様式
- 第6号様式



- 【新基準】  
第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式  
第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式  
第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式  
第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式  
附属明細書  
財産目録

お気づきかもしれません、新基準では附属明細書も理事会にかけなければいけない書類になっています。みなさんの経理規程にもそう書いてあるはずです。正直な話をすると、私自身最近になってこのことに気づきました(^\_^);

ということは…理事の方に大量の明細書を見てもらわなきゃなんですね。。。。

ちなみに、旧基準では附属明細表だった「固定資産増減明細表」や「固定資産集計表」は新基準では附属明細書の中には入っていないので、もちろん「固定資産管理台帳」含め理事会にかける必要はありません。印刷枚数が増えて準備が大変とは思いますが、忘れずに理事会にかけてください!!

by.カノン

## 私のオススメ

今月は租税法の続きということでしたが、予定変更で、租税法とも関連がある消費税法について少しお話したいと思います。

さて、ついこの前5%から8%に税率が引き上げられ、近い将来10%に移行するとされている消費税ですが、税金の中でも比較的国民が痛税感を覚える税金の一つだと思います。給与から毎月天引きされる源泉所得税や、一年に一回の自動車税よりも、消費税は国民にとって最も身近なものではないでしょうか。

日本は世界各国に比べて消費税が安いという情報がメディアを通じて発信されています。調べたところ、確かに、消費税率だけ比較すると日本の税金は安いです。しかし他の先進国の大半では、消費税率を一括りにせず、食料品などの生活必需品やそれ以外のものとで税率を分けて設定していました(イギリスやオーストラリア、アイルランド等の国では食料品の消費税はゼロ)。

と、上記のように、消費税率だけ見れば安い日本の消費税、今後税率が上がる方向に向かっていくでしょう。それでは、いったい、最高何%まで上がるのでしょうか。法律では何%まで上げられるのでしょうか。

正解は「消費税は何%でも上げられる」のです。法律上、消費税率の上限を明確に定めている規定はありません。もちろん、前回までの租税法律主義に則って、法律で定めてしか税率を変更できないことは確かです。ですが極端な話、国会で法律を可決できさえすれば、消費税率100%にすることも、理論上は可能なのです。

消費税法の雑学、如何だったでしょうか(^^\*)



by.朱莉

## FAGIANO ファジアーノ

「我がまち岡山にファジアーノがある幸せ」

第2節から第7節までの、J1経験チームとの戦いを2勝3分1敗で乗り切った、我らがファジアーノ。  
ここから怒濤の快進撃を見せたいですね!

CHALLENGE 1.トモニタタカオウ!

「ファジアーノ!」

5月後半・6月前半の試合スケジュール				
第14節	5.17 日	対アビスパ福岡	13:00	レベスタ(A)
第15節	5.24 日	対横浜FC	13:00	Cスタ(H)
第16節	5.31 水	対カマタマーレ讃岐	13:00	丸亀(A)
第17節	6.6 土	対東京ヴェルディ	19:00	Cスタ(H)
第18節	6.14 日	対ザスパクサツ群馬	19:00	正田スタ(A)

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン  
公認会計士・税理士 宮崎会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10

TEL <事務所> 086-274-8188 <会社> 086-274-6177

FAX 086-274-8187

HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp

## SERVICE MENU

- 税務コンサルティング
- 会計コンサルティング
- 経営コンサルティング
- 保険労務コンサルティング
- 財務分析サービス
- 各種セミナー・勉強会開催
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)

〈編集&制作〉「地方企業マーケティングパートナー」レブタイル株式会社 <http://www.reptiles.co.jp/>

# SCB NEWS LETTER

清々しい五月晴れが  
快い季節ですね♪

第59号

2015年5月  
発行

Carnation~カーネーション~

5月と言えば、税理士業界の繁忙期です!!3月の個人の確定申告期と、この5月の法人申告期が年間を通して、最も忙しい時期となります。しかし、そんな繁忙期の真っ只中でも、セミナーを開催してしまうのです(笑)業績を上げたい中小企業の経営者の方、「継続して集客し、売上を上げる。利益を出してお金を残す仕組みづくり」がわかります。2015年5月25日(月)開催の「売上を上げ、お金を残す仕組みづくり!」セミナーの申込み受付中です。詳しくはWEBサイトをご覧ください。<http://www.future-ama.com/>



今回のテーマ

## 名義株の整理 について

今日は名義株についてのお話です。

相続や事業承継の相談を受けていると、後継者に集中させたい株式が分散してしまっていて、その買取に苦労することがあります。なかには、実際に出資をしていない友人・知人・親族名義になっている名義株も見受けられます。

これは、平成2年の商法改正前に設立された譲渡制限会社において、設立発起人が7名以上必要だったことに原因があります。7名の発起人を集めるのは、なかなかハードルが高くて、発起人の名義を借用するという実務が行われたためです。

名義株は、放置して一度でも配当などしようものなら、実質的な株主として権利が確定しまうことにもなりかねません。できれば、名義株は早急に解消しておくことが必要です。多少の「名義変更料」などがかかるとしても、生前に名義変更しておくことをおススメします。

また、やむを得ず、名義株のままにしておく場合でも、下記のような「名義株承諾書」を作成しておきたいところです。

株式会社○○御中

株主名簿に記載されている私名義の貴社株式の実質所有者は、  
創業者●●氏であり、私は貴社設立にあたり名義を貸したに  
すぎないため、貴社に対して何ら権利請求をしませんので、  
本日この承諾書を差し入れます。

平成○年○月○日

住所 ■■

氏名 △△ (自署・実印)

実際の手続きなど、詳細については、私どもSCBスタッフに、  
どうぞお気軽にお問合せください。

by.えびき



# 活用法!

第55回目  
by.SCB経営塾

## 儲かる会社になるための management plan 「経営計画」の作り方

「常に明日への不安がある…」社長なら誰でも同じ悩みを持っています。  
その最も効果的な解決方法は「経営計画」を立てることです。  
「我が社が生き残るための道具」と言われる「経営計画」の作り方をみていきましょう。

### 年計表とは

年計表とは、「1年間の数字を、1か月ずつ移動して累計したもの」です。「移動年計」とも呼ばれ、  
売上年計であれば「1年間の売上高を1か月ずつ移動して累計する」ということです。

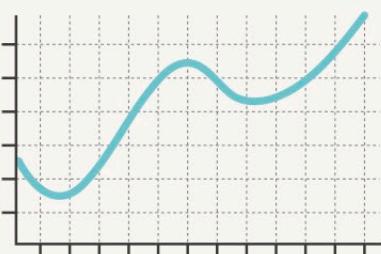
どんな形?

ゆるやかな  
波を打ちながら  
進みます。



何が分かる?

月別比較の棒グラフでは分からず、我が社の  
「長期的な傾向」をつかむことができます。  
また、1年間の累計数字を毎月表現するので、  
「季節変動」が消え、  
「我が社の趨勢」が  
浮かび上がります。



次回は、年計表の具体的な作成方法についてみていきます。

by.カイ

### H27年度の 税制改正について

あっと言う間に5月になり、さわやかな季節になりました。さて、今回はH27年度の税制改正について、ピックアップをしてお伝えしたいと思います。

27年度の税制改正のポイントは、法人税率引下げのための財源確保として人税率を拡大すること、消費税率10%引き上げができるように景気回復を支援するための措置が盛り込まれています。

#### 1 法人税率の引下げ

	現行	平成27年度	平成28年度
国・法人税率	25.5%	23.9%	23.9%

法人税率を23.9%に引き下げます。法人税率を23.9%に引き下げます。法人の平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。

#### 2 中小企業等の軽減税率の特例

中小法人、公益法人等、協同組合等の軽減税率の特例(所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率:19%→15%)の適用期限は、2年延長します。

中小法人等については、今回は改正が見送られましたが、2年後には、大改正を予感させる文言が盛り込まれていますので、来年度改正以降が注目されます!!

みなさん! こんにちは! 今回は5月号!  
「端午の節句」をテーマにお送りいたします!

#### ●「端午の節句」…端午ってなに?

「午の端」って書きますよね? 午というのは旧暦(十二支)では5月のことを表しています。そしてその端…1日が元々の端午の節句です。じゃあなぜ今は5月5日なのかというと、「重五の日」といって午を意味する5が重なってさらに縁起がいいとされたからだそうです。

#### ●端午の節句はどこで行われていた?

もともとは中国の厄払いの行事だったようです。厄払いの為に菖蒲(しょうぶ)や蓬(よもぎ)を家に飾っていたそう…(現代の菖蒲湯や柏餅に通じるところがありますね!)

#### ●いつ日本へ? 日本に来てからの変革

日本に伝來したのは平安時代だそうです。(麻呂の時代ですね)  
「端午の節句」という宮中行事として菖蒲で体の穢れをはらったり、くす玉を飾つたりしていました。(いかにも麻呂の時代ですね)

…時は流れ鎌倉時代(武家社会の時代)に「菖蒲」を「尚武=武を尚(たとふ)」や「勝負」と掛けて「尚武の節句」として祝うようになりました。(ワイルドですね)

…さらに時は流れ江戸時代。このころに5月5日は重要な日、五節句の一つとして定められたそうです。当時、武家に男の子が生まれるとのぼりを立ててお祝いをしていたのですが、庶民はのぼりを立てる許されていなかったため、鯉のぼりを上げるようになりました。端午の節句が「男の子の日」といわれているのは、この頃から5月5日に兜や武者人形を出して、男の子が強く成長し、出世することを願ったからだそうです。

#### ●そして現代へ

では端午の節句である5月5日が「こどもの日」として制定されたのはいつなのかというと「昭和23年」です。経緯としては、もともと男子の成長を祈る日であった端午の節句が、こどもの日として祝日にする希望が多かったから、とのこと。(大正時代には「児童愛護デー」として活動していた団体もあったとか)

それ以降は「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」日とされています。男の子の日、として祝っていたものが、男女関係なく祝うようになったということですね。

以上、いかがだったでしょうか? 他にも書きたい内容はいっぱいあるのですが、覚えておかないといけないのは一つだけです! 「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」みんなお母さんを大切にしうね!! おわり!

by.Hebe

司馬遼太郎の『国盗り物語』を読んで以来、  
つか訪れたいと思っていた斎藤道三の居城、稲葉山城へ行った。

金華山の頂上にあるこの山城は途方もなく険峻な山頂にそびえ立つ。ふもとからのロープウェイを降りてからもまだ急な山道をしばらく登ると、目指す城にやっと到着。

焼失により現在の城は昭和の時代に建て直されたそうだ。城内は博物館となっていて刀剣や兜・鎧が展示されている。天守閣からは岐阜市内が一望でき長良川も見えたが時期は春。あいにく黄砂に霞んではっきりとは見えない。それでもこの地から天下を目指した道三の野心ははっきりと見えたような気がした。



by.さくら

### Season by Season 鯉幟



5月の風物詩といえば青空に大きく翻るこいのぼり。  
端午の節句に男の子の出世と健康を願って庭先に飾るもので、古くは江戸時代からの風習だそうです。

最近では住宅事情のためか、大きなこいのぼりを見ることが少くなりましたね。

こいのぼりといえば、忘れないエピソードがひとつ。  
5つ年上の従兄の後を追いかけていた私は、いずれ自分にも「my こいのぼり」が来るものと固く信じていました。ところがある日、両親から「あなたは女の子だからお雛様よ」との無情の一言。人形などには興味のかけらもなかったので、必死に懇願した結果、手に持つて遊べるサイズではありませんでしたが、無事「my こいのぼり」を手に入れました(^.^)v。

現在の性格は皆様のご想像にお任せします  
^\_-;

by.うさぎ

